

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第2区分
 【発行日】平成26年9月18日(2014.9.18)

【公開番号】特開2013-149895(P2013-149895A)
 【公開日】平成25年8月1日(2013.8.1)
 【年通号数】公開・登録公報2013-041
 【出願番号】特願2012-10866(P2012-10866)
 【国際特許分類】

H 0 5 K 9/00 (2006.01)

H 0 1 B 7/17 (2006.01)

H 0 1 B 7/00 (2006.01)

【F I】

H 0 5 K 9/00 L

H 0 1 B 7/18 D

H 0 1 B 7/00 3 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月4日(2014.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

なお、金属製の筐体における電線導入用の開口の枠部は、筐体における開口の部分に対してネジなどにより固定される独立した部材として設けられる場合もある。このような独立した部材は、一般にシールドシェルと称される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 6】

なお、図1及び図4に示される例では、導電シート3は、円筒状に形成されている。しかしながら、筒状に保持された導電シート3における第三外縁部33及び第四外縁部34の形状は、それらの固定先である筐体8のシールド枠部81の形状により異なる。